

## 第2章 山岳部の指導者に知ってもらいたいこと

### 1 高等学校山岳部とは

近年、山岳部に入部する生徒は増加している。山岳部活動は、学校教育活動の一環であることを基本に据えながら、生徒のニーズと社会のニーズに応じた生徒の全人的な発達をサポートする活動である。安全登山の観点に十分配慮し、自立した登山者を育てることを目標に活動を行うことが必要である。

#### (1) 山岳部活動の位置づけ

高校山岳部の活動とは言うまでもなく、学校教育活動の一環として行われるものである。2022年度に施行される高等学校学習指導要領の第1章第6款の1のウには、「教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。」と記述されている。

山岳部の活動の中核をなす登山活動は、単に山に登る事だけでなく、山に向かうための体力・技術・知識などを高め、環境教育や安全教育などをも包括する幅広い活動である。目指すものは、自立した登山者の育成であり、それが生徒の全人的な発達という学校教育の目的そのものに深くかかわる内容であることは言うまでもない。

#### (2) 近年の山岳部人気の高まり

(公財)全国高等学校体育連盟によれば、山岳部の活動は、沖縄県を除く全国46都道府県で展開されており、2017(平成29)年度の登録数は表1に示すように、男子が770校9,118名、女子が435校2,704名である。全国で高校生の数が減少し、高校の統廃合が進む中で、加盟登録校数は減少傾向にある(男女併設の部が多いことから男子の登録校数の推移で推定)が、登録人数は2008、2009年を境に増加に転じ、男女ともにここ10年間増加傾向が続いている。全体の生徒数が減少する中で、山岳部の人気は高まっているということが見て取れる。

表1 全国高体連登山専門部加盟登録数の推移

(全国高体連の統計による)

| 年度   | 男子    |       | 女子  |       |
|------|-------|-------|-----|-------|
|      | 登録校   | 登録人数  | 登録校 | 登録人数  |
| 2004 | 1,105 | 7,484 | 565 | 2,133 |
| 2005 | 1,022 | 6,006 | 455 | 1,657 |
| 2006 | 988   | 5,501 | 399 | 1,556 |
| 2007 | 927   | 5,472 | 399 | 1,463 |
| 2008 | 889   | 5,427 | 370 | 1,406 |
| 2009 | 849   | 5,573 | 343 | 1,400 |
| 2010 | 821   | 6,052 | 331 | 1,545 |
| 2011 | 815   | 6,671 | 373 | 1,747 |
| 2012 | 822   | 7,505 | 378 | 1,812 |
| 2013 | 768   | 7,867 | 374 | 1,891 |
| 2014 | 792   | 8,954 | 431 | 2,221 |
| 2015 | 780   | 8,884 | 416 | 2,431 |
| 2016 | 766   | 9,924 | 433 | 2,674 |
| 2017 | 770   | 9,118 | 435 | 2,704 |

表2 全国規模での高校生山岳部員の実態調査(生徒分)

(登山研修 VOL.30/2015 大西・山本・村越)

高校山岳部員の中学校時代の部活動経験

回収計 727名 回答 731(一部複数クラブ所属回答あり)

回収 43都道府県 115校 3年生217名 2年生259名 1年生251名

| 中学時代     |     |     |     |
|----------|-----|-----|-----|
| 山岳以外の運動部 | 山岳部 | 文化部 | 無所属 |
| 554      | 39  | 113 | 25  |
| 76%      | 5%  | 16% | 3%  |

表3 全国規模での高校生山岳部員の実態調査(指導者分)

(登山研修 VOL.30/2015 大西・山本・村越)

山岳部指導者の高校大学時代の部活動経験

回収計 44都道府県 169名

| 高校時代 |     |     |     | 大学時代 |     |     |     |
|------|-----|-----|-----|------|-----|-----|-----|
| 山岳部  | 運動部 | 文化部 | 無所属 | 山岳部  | 運動部 | 文化部 | 無所属 |
| 27   | 50  | 43  | 33  | 22   | 30  | 37  | 64  |
| 16%  | 30% | 25% | 20% | 13%  | 18% | 22% | 38% |

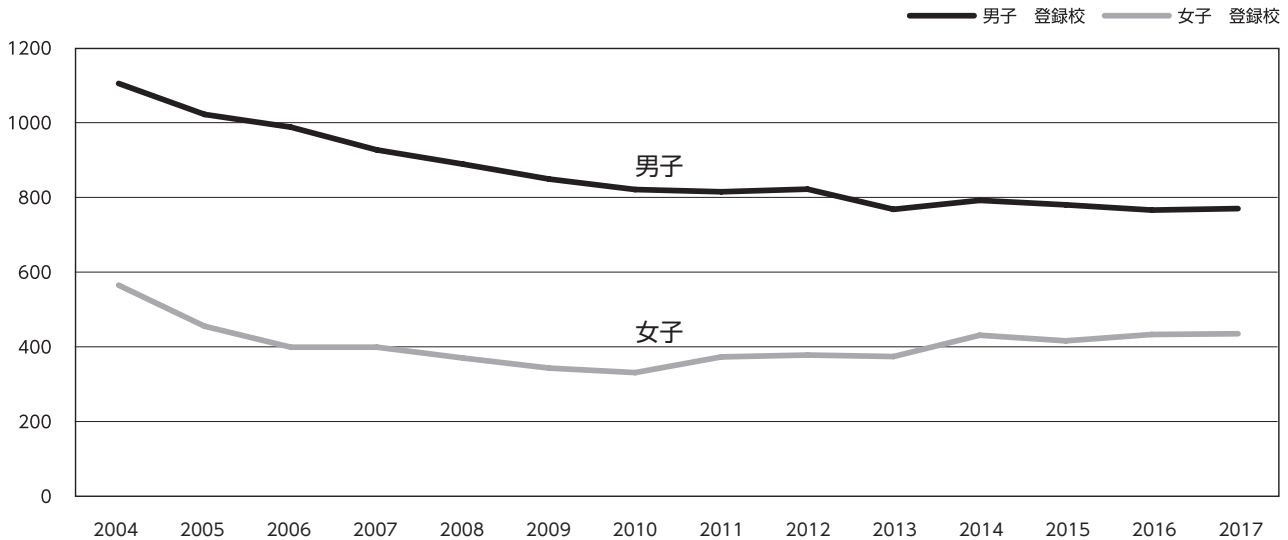


図1 全国高体連登山専門部登録校数の推移

2014年（平成26年）に実施した高校山岳部員への実態調査（全国43都道府県の115校の山岳部員727名から回答を得た）の結果を見ると、入部動機については、「山や登山の魅力」を答えている生徒が52%を占めている。また、体力・技術・知識・精神力など登山をする際の様々な力の向上や人間関係を育むことも生徒たちの強いモチベーションとなっている。このよ

表4 全国規模での高校生山岳部員の実態調査

山岳部に入ってよかったと思うこと（生徒による自由記述まとめ）

（登山医学2015 山本、大西、村越）

| 項目         | 具体的な内容                                                                                 | 割合  |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 山や登山の魅力    | 美しい景色や自然と出会えた、山が大好きになった、登山が楽しい、クライミング、沢登り、スキーを知ることができた、など                              | 52% |
| 人との交流      | よい友人（同級生、先輩、後輩）や指導者（顧問等）と巡り会えた、登山を通して様々な人と出会うことができた、など                                 | 31% |
| 体力や健康の改善   | 体力がついた、健康になった、など                                                                       | 29% |
| 精神面での充実や成長 | 学校生活全体が充実した、自主性、協調性、忍耐力、精神力が向上した、自己発見ができた、生活習慣が改善した、普段の生活のありがたみがわかった、苦手だった運動が好きになった、など | 26% |
| 知識や技能の習得   | 炊事ができるようになった、有事のサバイバル能力が身についた、など                                                       | 10% |

うな生徒たちを前に、彼らのニーズに応えるべく、四季を通して山や自然への興味や関心をさらに高め、より高い安全性を身に付けながら、登山を楽しめる生徒を育成することが求められている。

文部科学省は環境教育の重要性について、「現在、温暖化や自然破壊など地球環境の悪化が深刻化し、環境問題への対応が人類の生存と繁栄にとって緊急かつ重要な課題となっています。豊かな自然環境を守り、私たちの子孫に引き継いでいくためには、エネルギーの効率的な利用など環境への負荷が少なく持続可能な社会を構築することが大切です。そのためには、国民が様々な機会を通じて環境問題について学習し、自主的・積極的に環境保全活動に取り組んでいくことが重要であり、特に、21世紀を担う子どもたちへの環境教育は極めて重要な意義を有しています。」と提起をしている（[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/kankyau/](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kankyau/)）。山岳部の活動は、21世紀を生きていく上でのキーワードでもある「環境教育」「防災教育」という社会のニーズにも則した活動である。

また、山ブームとも言われる昨今、安全教育という観点で考えたとき、夏冬を問わず、実際のフィールドにおいて、様々な経験を積ませることや、その危険性を十分知らしめるための活動は、生涯スポーツでもある登山の土台作りとして、大きな意味がある。

山岳部の活動は、こうした時代の要請を背景にした、生徒のニーズと社会のニーズの両面に応えるものでなければならない。

### （3）安全教育の観点を基本に据えて

高校時代に山に憧れる気持ちや勇気をもつことは長い人生で素晴らしい花を咲かせることにつながるだろう。しかし、自然を相手とする山岳部の活動は、一歩間違えれば事故や遭難の問題にも直結する。情熱と勇気だけではせっかくの経験も人生に益することは少な

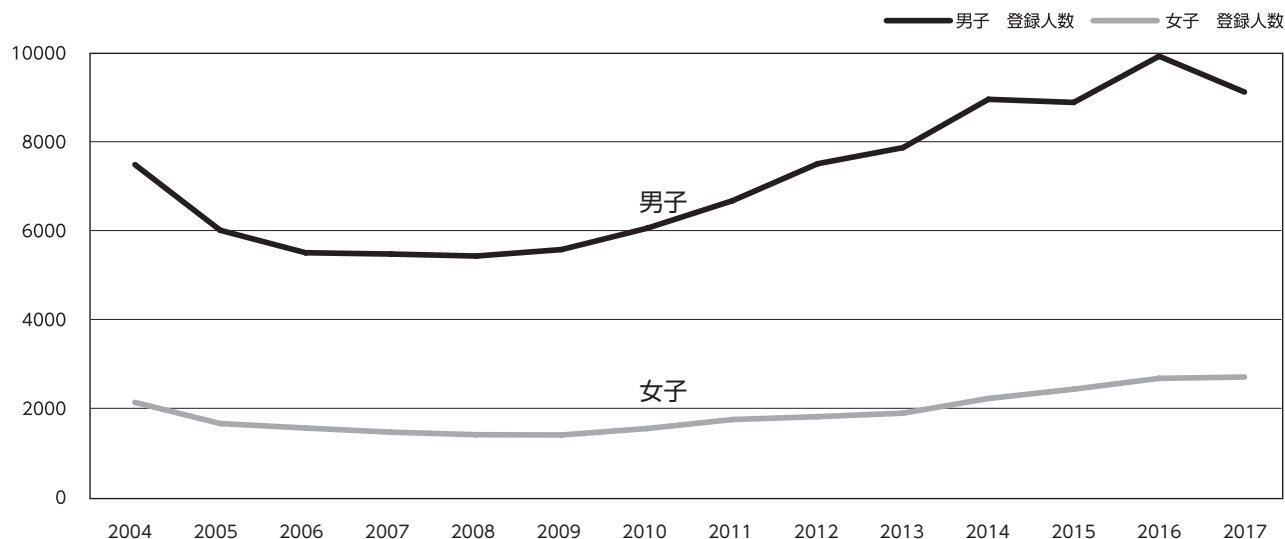


図2 全国高体連登山専門部加盟登録人数の推移

いだろうし、殊に登山という場面では命を失うことにもなりかねない。

山に関する知識や経験がなくても、一般登山道を歩く限り、天候条件に恵まれれば、目的の山に登ることができないということはない。しかし、幸いにしてすべての条件に恵まれれば、たまたま山頂を目的通りに極め得るかもしれないが、それは正しい意味での登山ということにはならないだろうし、偶然の成功は、失敗の可能性を持っている。山は測り知れない複雑さをもち、時期により、時間により絶えず変化している。

例えば、雨のために登山道が決壊し、橋が流失することなどは、しばしば起こる事であり、雪渓では予想できないクレバスが生じることや思いがけない方向からの落石に見舞われることもある。山には予測できない事態がいくつも詰まっているのである。経験が浅く知識も乏しい上に、綿密な調査も行わなかったために不測の事態に遭遇した例は枚挙にいとまがない。

およそ多くのスポーツは人間対人間の関係になり立ち、したがって決められた規則の中で行動しなければならないが、登山には定められたルールはなく、その行動は自由である。しかし、自然の法則は厳しく人間を規定し、不用意な行動は事故につながる。簡単に考えられる登山も、登ろうとする山に相応した技量がなければ登ることは難しい。

高校生は、とかく自己の経験や知識を過信し、行き過ぎた行動をとりやすい。高校生の体力や技術は、一般のスポーツでは十分に耐えられ、むしろ相当高度なものさえ習得できるが、登山という行為は、体力とともに、豊かな経験に裏打ちされた冷静な判断力が必要であり、その判断力とともに危険に当たって思いとどまれるだけの冷静な行動がなければ、技術さえ身に付けることはできない。憧れの花を咲かせ、実を結ばせるためには、確かな登山技術と正しい知識を身に付け

る謙虚さと着実な努力が必要である。そういった意味で、指導者に求められることは、安全教育の立場を十分理解した上での指導である。

高校生は未成年であり、山での技術力や判断力も充分ではない。社会人の場合であれば自己責任の一言で片づけられることも、高校生の場合にはそうはいかず、顧問の責任も重い。指導に当たっては、保護者の理解を得ながら、安全登山の観点に十分配慮した指導をしなければならない。

2014年（平成26年）5月に（公財）全国高等学校体育連盟登山専門部は、（一社）日本山岳協会（現（公社）日本山岳スポーツクライミング協会）の加盟団体となった。顧問としての力量が十分でない場合には、部活動指導員や外部指導者制度などを利用し、上部団体である各都道府県の山岳連盟（協会）との連携協力なども積極的に活用して指導していくことも必要である。

山岳部の活動は、山という高く、大きく、奥深いものが対象であるがゆえに、難しい問題はたくさんあるが、顧問は安全教育の観点を認識しながら、易から難へと段階を追いながら、山を知らしめ、自然に親しませ、将来自分の力で安全で楽しい登山ができ得るように目標をおくこと、言い換えれば自立した登山者の育成を目指すことが必要である。

## 参考文献

- 登山研修 VOL30/2015 「全国規模での高校山岳部の実態調査—指導者と生徒へのアンケート結果から」（大西浩，山本正嘉，村越真）
- 登山医学 2015「全国規模での高校生山岳部員の実態調査—体力科学的な観点からの検討」（大西浩，山本正嘉，村越真）



## 2 他の運動部との相違点

高校生にとって、山岳部の活動は、高校に入学して始めるケースが多い。また多くの指導者が顧問になって登山を始めたという調査結果もある。顧問自身の技術と体力、精神力を有することを求められるのも登山特有のことである。文化部的な側面を有し、自然や自分と真摯に向き合う山岳部の活動は、単なる技術的な指導にとどまらない難しさを持ち、他の運動部とは異なる。

### (1) 高校に入学してから始める活動

(公財)日本中学校体育連盟では、参考競技も含め登山競技(国民体育大会におけるスポーツクライミング競技は除く)は行われていない。私立中学は別として、公立中学校で山岳部という部活動を行っている例は極めて少ないと推測される。また社会体育の場面でも、スポーツ少年団などの活動やサークル活動として登山を行っている例は少ない。したがって山岳部を志す大多数の生徒が、組織的・継続的な山岳部のような活動に触れるのは、高校に入学してからのこととなる。

前掲2014年(平成26年)の全国高校山岳部アンケート調査によれば、生徒の中学校時代の部活動は、運動部への所属が593名(83%)、文化部への所属113名(16%)、無所属25名(3%)であった。(P.6表2)回答では、運動部へ所属していた者のうち39名(5%)が山岳部へ所属していた(内9名は中高一貫校と推測される)と回答しているが、ほとんどの生徒にとって、高校での山岳部活動は、新しいことへの挑戦でもある。

### (2) 山岳部経験のない指導者が多い

一方これは、指導者の側にも言えることである。同じアンケート調査では指導者にも協力を求め、44都道府県169名から回答を得たが、高校大学を通じて、自らが山岳部員として活動した経験のある指導者は、高校山岳部経験者が27名(16%)、ワンダーフォーゲル等も含む大学での山岳部経験者が22名(13%)であり、多くの指導者は教員となってから登山をはじめたことがわかった。(P.6表3)平成26年7月の(公財)日本体育協会の調査(学校運動部指導者の実態に関する調査/日本体育協会指導者養成委員会)では、運動部活動については、顧問のうち、保健体育以外の教員で担当している部活動の競技経験がない者は、高等学校で約41%となっている。山岳部顧問においては、専門性が要求されるにもかかわらず、この割合を大きく下回っている現状が推測される。

### (3) 顧問と生徒が同一行動

山岳部の顧問が、他の運動部の顧問と大きく違う要素は、顧問自らが生徒と同一行動をとらねばならないところにある。かつて、インターハイでは顧問が生徒と一緒に歩けなくなるとチーム自体がリタイアという規定があった。高校生の大会において、顧問の体力不足や準備不足が原因でリタイアしたり、顧問が生徒と同じコートや土俵の上に立ったりするなどということ

が起りうる種目は他にはない。これは登山というスポーツが内包する幅の広さに起因する。他のスポーツでは、力量の差が大きければ初めから試合は成り立たない。しかし、登山においては力量や経験、年齢の差があっても、同じ山を目指すということは決して珍しいことではない。

### (4) 自然や自分と向き合う活動

山岳部は運動部の範疇に位置付けられているものの、大会での好成績を目指して毎日トレーニングに励む通常の運動部とはやや性格を異にしており、先人の知恵に学び、知識を身に付け、記録を取るなど、ある意味では文化部的な要素もある。

また、一般にスポーツは人間が相手であるが、登山は大自然や、時として自分自身と向き合うスポーツである。自分と向き合うスポーツは、他にも考えられるが、大自然と真摯に向き合い、その懐の中で、自分自身を高めるといふことこそ、登山の魅力であり、他のスポーツと大きく違う側面である。

登山は一般のスポーツに比べて行動時間が非常に長いことも特徴であり、いったん山に入れば、下山して自宅に帰り着くまでの衣食住すべてがその対象となる。休憩も登山活動の一部であり、いつどのタイミングで休むかもメンバーの体調や天候をみて、その都度判断して行動しなければならない。「同じ釜の飯を食う」という言葉があるが、山行中は、24時間体制で生徒の体調管理や精神面にも気を配らねばならない上に、緊急時には山中という様々な制約のある場所での対応や判断などが要求される点も他の競技とは大きく異なる点である。

登山においては、山頂は目標ではあるが、そこで行動は終わらない。登頂しても無事帰ることができなければ、その登山は失敗である。無事に帰着することが究極的な目的である。しかし、丸腰の人間は大自然の中では極めて脆弱な存在であり、技術・体力・知識のない状態で立ち向かえる世界ではない。そして無事に帰り着くためには、体力ばかりでなく歩行技術や生活技術、気象・生理・医療・読図などの学問的要素にも習熟しなければならない。このように、山岳部とは、他の運動部とは多くの点で異なる部分があり、単なる技術的な指導に終わらない難しさがある。

(大西 浩)

### 3 登山事故と生徒の安全を守る義務

高校の山岳部の活動では、指導者（顧問等）に生徒の安全を守る法的な注意義務が生じる。これは、高校の部活動が学校教育活動の一環として行われているものであり、学校では生徒の安全性が強く要請されるからである。国民の誰もが「学校は安全でなければならない」と考えており、学校と部活動の指導者はこれに応える必要がある。学校では教育的効果が追求され、「がんばる」ことが無理な行動につながりやすい。登山は自然の中での行動であり、自然には不確実で予測の難しい危険性がある。山岳部の活動は、グラウンドや体育館で行われる他の部活動に較べて事故が起きやすい環境にあるため、山岳部の指導者が負う注意義務は重い。しかし、事故さえ起きなければ、指導者の法的な注意義務が問題になることはない。いたずらに注意義務を負うことを恐れるのではなく、事故が起きないことを目指すべきである。

#### （1）部活動の指導者の注意義務

高校の部活動は教育課程内の活動ではないが、学校教育活動の一環として行われるものであり、高校と部活動の指導者（顧問等）は生徒の安全を守る法的な注意義務を負う。

登山は自然の中で行われ、自然がもたらす危険性は、あらかじめ予測できる場合もあるが、予測が難しい場合もある。たとえば、天気予報で曇りを予想していても、山では雨が降ることがある。生徒の突然の体調不良や疾患を計画段階で予測することは難しい。道迷いをあらかじめ予測することも難しい。登山中に予想外の場所で落石が起きることがある。富士山の登山道では、落石事故の確率は低いが、どこで落石が生じてもおかしくない。高校生の事故ではないが、1980年（昭和55年）に富士山で落石のために12人の登山者が亡くなる事故が起きている。1985年（昭和60年）には、高校の学校行事として行われた六甲山の登山で、生徒が落石のために亡くなっている。

統計上、登山中の転倒、転落事故が多いが、登山道の転倒、転落の危険性のある場所で誰もが転倒、転落するわけではない。いつ、誰が、どこで、どのように転倒、転落するかを計画時に予測することは無理である。学校のグラウンドでは想定外の転倒が重大な事故になることは稀だが、登山道では転倒、転落が重大な事故につながりやすい。

このように自然がもたらす危険性は不確実で予測が難しいという性格がある。あらかじめ予測できる危険については事前に計画段階で対処方法を検討すべきであり、計画段階の安全管理が重要である。しかし、登山では、しばしば、想定外の危険が生じるので、登山中は臨機応変の安全管理が重要である。

友人、家族、山岳会、ハイキングクラブなどで行われる一般的な登山は、自然がもたらす危険を了解したうえで行われる。そのため、登山中に想定外の危険が生じて、それにどのように対処するかは自己責任に基づいて選択することになる。例えば、天候が悪い場合に、「どうしても今日中に下山したい」と考えれば、

行動を中止せず、無理をして下山することは多い。かりにそれが事故につながっても自己責任であり、法律上の問題が生じることはない。

しかし、高校の山岳部の活動では、安全性が重視され、指導者（顧問等）に登山に参加する生徒の安全を守る注意義務がある。この点で、高校の山岳部の活動は、一般的な登山とは考え方が異なる。高校の山岳部の活動では天候が悪い場合には原則として行動すべきではない。もっとも、低山では小雨程度であれば、そのまま下山行動を続けることが多い。仮に下山を中止しても、付近に山小屋がなく、テントを持参していなければ、行動を中止する方が危険性が高い場合が多いだろう。ここでも現場での臨機応変の判断が重要であるが、高校の山岳部の活動では一般の登山と違ってリスクを冒すことができない点が重要である。

山岳部の指導者が負う注意義務は以下の点に現れる。

- ①計画段階の安全管理
- ②実際の登山中の現場での安全管理
- ③指導者が登山の技術、知識、経験、判断力を身に付けること
- ④指導者が安全管理できる範囲を超える登山を実施しないこと

2017年（平成29年）3月に栃木県的那須で起きた雪崩事故は、樹林帯を越えて雪崩の危険性のある尾根上の斜面に進出したことが事故につながった。山岳会などで行われる登山であっても、雪崩の危険のある斜面に進入すべきではないが、山岳会などの登山はすべて自己責任に基づく行動となる。山岳会などの登山では、積雪のある斜面に登る場合に雪崩の危険性の程度の判断に迷うことがある。その判断を間違えた結果としての雪崩事故は多い。登山の熟練者の中には、「登山に事故のリスクがあるのは当たり前である」と考える人がいる。自己責任に基づく登山では、「どこまでリスクを冒すか」は個人の自由である。

しかし、高校の山岳部の活動では、このような考え方をすることはできない。高校の山岳部の活動では安



全性が重視されるので、リスクを冒してはならない。

スポーツ庁の通知では、高校で冬山登山が原則として禁止され、例外的に熟練した指導者のもとで基礎的な内容であることなどを条件に冬山登山が認められている。スキー場のゲレンデやその周辺の雪崩の危険性が問題にならない場所であれば雪山講習が可能であるが、上記の那須の事故時に登った場所は、安全面からいえば不適切な場所だった（「平成29年3月27日那須雪崩事故検証委員会報告書」、平成29年3月27日那須雪崩事故検証委員会、2017参照）。

#### ▶指導のポイント

部活動では、通常の登山と違ってリスクを冒すことができない。

スポーツ庁の通知では、高校生に冬山の基礎的な内容を指導する指導者は冬山などの豊富な知識と経験を有していることが必要だとされている。生徒に冬山の基礎的な内容を指導する指導者は冬山登山に熟練している必要がある。山岳部の指導者は冬山登山の技術やロープワークを含めて、登山の技術、知識、経験、判断力を身に付ける必要がある。

しかし、山岳部の指導者の誰もが登山の熟練者とは限らない。誰でも最初は未熟者であり、登山の技術、知識、経験、判断力を身に付けるには時間がかかる。指導者の技術や経験が未熟な場合には山岳部の顧問ができないのかといえ、そうではない。指導者の登山の技術、経験が不十分な場合には、指導者は自分が安全管理できる範囲を自覚し、安全管理できる範囲の部活動にとどめることが必要である。

指導者の登山の技術、経験が不十分な場合に指導者がその点を自覚しなければ、安全管理できる範囲を超える部活動を実施し、部活動の安全管理を生徒任せにしがちである。それが事故に結びつきやすい。

#### ▶指導のポイント

指導者は自分が安全管理できる範囲を自覚し、その範囲で部活動を実施する必要がある。

自然がもたらす危険性は不確実で予測が難しいので、自分がどこまで安全管理ができるかがわかりにくい。たとえば、やさしい沢歩きや縦走登山は体力さえあれば誰でも可能だと思いがちだが、それぞれ特有の危険性があり、経験を積まなければわからないことが多い。

一般に、学校の部活動では教育的観点から生徒の主眼的な判断が尊重される。そのため、指導者の技術、経験が不十分な場合に、生徒の自主的な判断に基づく

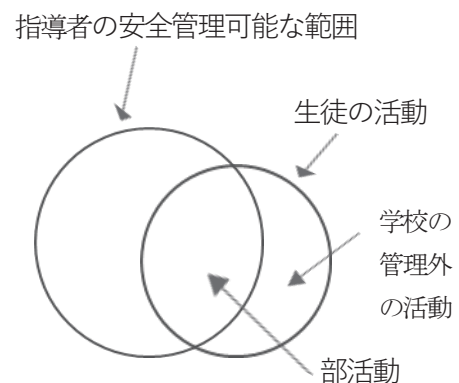
登山を実施しがちである。2017年（平成29年）の那須の事故や後で述べる芦別岳の事故では、引率教師が意欲的な生徒の意見に引っ張られて、リスクのある行動を容認した結果、事故が起きた。部活動では生徒の主体性を尊重すべきであるが、安全管理に関する限り、生徒の主体性ではなく、指導者による安全管理を優先させなければならない。指導者に事故を回避すべき法的な注意義務があり、その責任を負う者が安全管理に関する決定権を持つ必要がある。

#### ▶指導のポイント

部活動の安全管理を生徒任せにしてはならない。

部活動の顧問の教師が山岳部の活動の安全管理が十分にできない場合には、外部の熟練した指導者に委託する方法を検討する必要がある。最近、外部の指導者に部活動の指導を委託する学校が増えている。この場合でも、委託を受けた外部の指導者は、学校と教師が負担する安全管理義務を遂行する補助者の立場にあり、学校と教師が部活動の安全管理義務を負う点は変わらない。

生徒が学校とまったく無関係な学校外のクラブなどで活動すれば、学校による安全管理は問題にならない。この場合の生徒の安全管理は、保護者と外部のクラブに委ねられる。この場合には事故が起きても学校が加入する諸制度や保険等の適用はない。教師による安全管理と部活動の関係を図示すると次のようになる。



部活動の指導者が生徒の安全を守る注意義務を負う場合でも、高校生はある程度は自分の行動を自分でコントロールできるので、生徒が自分で安全管理をすべき部分がある。例えば、登山道を転倒しないように歩くことは生徒自身が管理すべきことである。この点は、小学校の児童と対比すればわかりやすい。小学校の低学年の児童の遠足では、児童は自分の安全を管理する能力が不十分なため、教師は、児童が転倒しやすいことを前提に安全なコースを選定する必要がある。しかし、高校生の場合にはそこまでの配慮は必要ない。

部活動の指導者が同行せずに生徒だけで行動をする場合には、生徒は自分の安全を守る行動をする必要がある。登山に同行しない指導者の注意義務は、登山計画の段階での安全管理が中心になる。沢登り、岩稜の縦走登山、数日に及ぶ登山、雪山での訓練などは、計画段階の安全管理だけでなく、登山現場での安全管理が重要である。したがって、このような登山では熟練した指導者が同行することが望ましい。教師が同行せず、生徒だけで登山をして岩稜の縦走登山や数日に及ぶ登山などで事故が起これば、学校の安全管理責任が問題になりやすい。顧問の教師などの同行が無理であれば、外部の指導者に委託する方法を検討すべきだろう。

#### ▶指導のポイント

登山では計画段階での安全管理だけでなく、登山現場での安全管理も重要である。指導者は部活動に常に立ち会う法的な義務はないが、現場での安全管理が必要となる登山には熟練した指導者が同行すべきである。

### (2) 指導者が負う注意義務の内容

高校の山岳部の指導者が負う法的な注意義務の内容は具体的な状況に応じて異なる。以下に裁判になったケースをあげる。

① 1952 年（昭和 27 年）北海道の芦別岳で高校の山岳部の顧問教師が 6 人の生徒と登山中に、登山ルートの間違って傾斜が 50 度以上ある岩場に直面し、そこを登ろうとして 2 人の生徒が滑落して死亡した。裁判所は引率していた教師に、危険を察知して引き返すべき注意義務があったと述べた（札幌地裁昭和 30 年 7 月 4 日判決、判例時報 55 号 3 頁）。

生徒に岩登りの経験がなく、教師は「岩場を登るのは無理ではないか」と考えたが、「大丈夫だ」という生徒の意見を尊重してその判断にまかせたことが事故につながった。教師が生徒の意見を尊重した点は、2017 年の那須の雪崩事故の状況に似ている。那須の事故では、尾根に出たところで引率教師が引き返そうとしたが、生徒が「登りたい」と言い、教師がそれを容認したことが事故につながった。

生徒が登山の意欲に溢れている場合には、生徒の判断は危険性を軽視しがちである。安全管理については、判断を生徒に任せるのではなく指導者が判断をしなければならない。指導者は、常に自分が安全管理できる範囲を自覚し、判断に迷う場合や判断に自信がなければ、行動を中止すべきである。

② 1983 年（昭和 58 年）高校の山岳部の沢登り中に、部員の生徒（1 年生）が徒渉に失敗して溺死した事故

がある。この登山は、教師が同行せず、生徒だけで企画されていた。沢のレベルはやさしかったが、亡くなった生徒が疲労し、沢で転倒して流されたことが事故につながった。裁判では、計画段階の安全管理に問題がなく、顧問教師の注意義務違反はないとされた（京都地裁昭和 61 年 9 月 26 日判決、大阪高裁昭和 63 年 5 月 27 日判決、判例タイムズ 672 号 203 頁）。

この種の事故は、登山計画の段階の安全管理だけで防ぐことは難しい。縦走登山中の登山道からの転落事故なども、登山計画の段階の安全管理だけで防ぐことは難しい。この種の事故を防ぐためには、指導者が登山に同行し、登山中の生徒の疲労の程度や現場の状況に基づいて事故の危険性を判断し、適切に対処する必要がある。指導者は生徒の部活動に常に立ち会う義務はないが、事故を防ぐ観点からいえば、危険を伴う登山では指導者が同行して現場で安全管理をする必要がある。指導者に生徒の登山に同行して安全管理できるだけの自信がなければその登山を実施すべきではない。指導者が同行せず、生徒だけで実施する登山は、危険性の低い登山に限るべきである。

③ 1994 年（平成 6 年）7 月の朝日連峰での山岳部の登山中に生徒が熱中症で倒れ、死亡する事故が起きた。引率教師は、登山中に動けなくなった生徒の冷却措置を取り、テント内で休憩させたが、すぐに救急搬送の手配をしなかった。裁判所は、引率教師が熱中症の生徒を直ちに救急搬送しなかった点に注意義務違反を認めた（浦和地裁平成 12 年 3 月 15 日判決、判例時報 1732 号 100 頁、判例タイムズ 1098 号 134 頁）。

登山計画を立てる段階で熱中症の可能性を想定し、安全管理計画を立てることは必要だが、それだけでは登山中の熱中症を防ぐことはできない。引率指導者は生徒一人ひとりの登山中の状況を観察して、適切に対処することが必要である。

登山に同行する教師は、「定期的に水分補給や休憩をしているので熱中症になることはない」、「この程度の気温では通常は熱中症になることはない」などの思い込みを捨てて、現実の生徒の状態を観察し、熱中症の兆候がある場合には速やかに適切に対処すべきである。まして山の中では、すぐに病院に収容できるわけではないので、疑いを持った時点で対応を開始し、悪化する前に救急搬送の手配等を行う必要がある。結果的にはそこまでする必要がなかったというケースが多いと思われるが、特に学校での活動では万一の事態に備える考え方が必要である。

④ 1985 年（昭和 60 年）山岳部での活動ではなく、高校の学校行事として行われた登山中の事故のケースであるが、生徒が六甲山を登山中に登山道で生じた落石を受けて死亡した事故がある。この登山は教師が同

行せず、生徒らだけで実行されていた。裁判では、教師が負う注意義務の範囲が問題になったが、高校生は一定の体力や判断力があり、教師は登山道で生じる落石事故を予見できなかったとして、教師の注意義務違反が否定された（神戸地裁平成4年3月23日判決、判例時報1444号114頁、判例タイムズ801号208頁）。

高校の山岳部の活動でも、登山道で生じる落石事故を計画段階で防止することは難しい。指導者が登山に同行していても落石事故を防止することは難しく、指導者に注意義務違反が認められないことが多いだろう。ヘルメットを着用しても、すべての落石に効果があるわけではない。落石事故を確実に防ぐ方法はないが、落石に対する警戒を常に怠らないことが、事故のリスクを低くすることにつながる。

### 参考文献

- 「平成29年3月27日那須雪崩事故検証委員会報告書」，  
那須雪崩事故検証委員会，2017  
「解説学校事故」，伊藤進・織田博子，三省堂，1992  
「山岳事故の法的責任」，溝手康史，ブイツーソリューション，2015  
「登山者のための法律入門」，溝手康史，山と溪谷社，  
2018

（溝手康史）



## 4 高等学校山岳部の指導者に必要な資質や能力

登山は、山岳の地形や経路、危険な生物、急激な気象条件の変化などに伴う危機的状況の発生など多様な危険（リスク）を含む活動である。高校生は、登山の経験や知識・技術が未熟であることを踏まえて、山岳部の指導者（顧問等）は、教育的意義を踏まえたマネジメント能力、危機管理能力及び登山引率の実践的な能力を身に付けることが求められている。

登山は、球技等の体育館や運動場などの特定の施設で行なうスポーツと異なり、自然の中で長時間（期間）行なうものであるため、山岳の地形や経路、危険な生物、急激な気象条件の変化などに伴う危機的状況の発生など多様な危険（リスク）を含む活動である。

また、高校生は、必ずしも全員が登山の経験が十分で知識や技術にも習熟しているとは言えず、長時間（期間）の山行に必要な体力や危機に際しての判断力などを備えているとはいいがたい。

そのため、山岳部の指導者（顧問等）に求められる資質や能力も幅が広く、単に登山経験があり、顧問歴が長いというようなことではなく、高等学校山岳部活動の教育的意義を踏まえたマネジメント能力、危機管理能力及び登山引率の実践的な能力が求められていると言える。

しかしながら、これら全ての資質や能力を指導者となった当初から備えている者は、多くないことが予想されるため、研修会への参加や身近な優れた指導者や専門家の指導等を受けながら、リスクの少ない登山から経験を積み重ね、着実に必要な資質や能力を身に付けていくことが望まれる。

以下に、必要な資質や能力について述べる。

### （1）教育的意義の理解、目標設定と計画作成、実施の能力（マネジメント能力）

高校生の登山等の活動には、生徒に、自然や環境への理解や畏敬の念の醸成、自立心や協調性の涵養、リーダーシップの発揮や良きフォロワーシップの育成を促すなどの教育的な意義がある。そのため、各学校では学校教育活動の一環として、運動部活動（山岳部やワンダーフォーゲル部等）や学校行事、各都道府県高等学校体育連盟等による登山・講習会等が行われている。

登山（研修会や講習会の場合も含む）を実施する場合には、目標を設定し、生徒とも共有しながら、指導者及び主催者の役割の明確化と関係者との連携を図り、入念な準備や下見を行なった上で、安全確保を前提条件として、PDCAサイクルを生かして、計画作成、実施、反省・評価及び報告・改善に当たる必要がある。その際、それぞれの役割に応じて、事前はもちろん実施中にも打合せや相互の連絡・情報交換を行い、緊密なコミュニケーションをとりながら、緊急時に迅速な

対応をするなど関係者間で密接な連携を図ることができるとする必要がある。

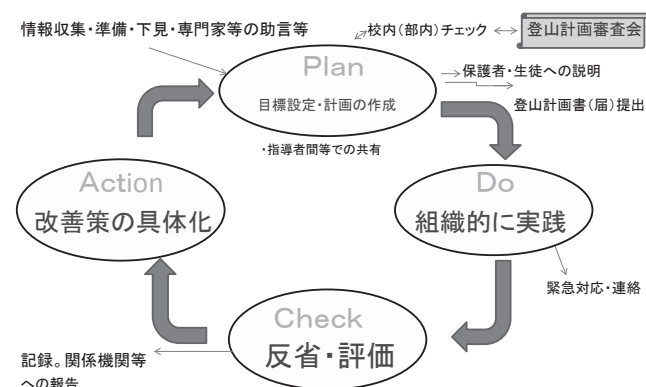


図1 高等学校登山(山岳部活動)のPDCAサイクル

(戸田作図2018.6)

### （2）生徒等の安全を確保するための能力（危機管理能力）

山岳部活動など、全ての教育活動の実施においては、生徒等の安全確保が前提条件であり、常に指導者には危機管理能力を向上させることが求められる。

#### ア 学校における危機管理に関する基本的な考え方

危機管理は、概して言うところ、事前（平時・日常）の危機管理（リスクマネジメント）及び事後（発生直前・発生時及びその後）の危機管理（クライシスマネジメント）の2つの側面がある。前者は、平時から早期に事件・事故が起こる予兆（異状・異常）や危険を予測・発見し、その危険等を確実に除去することに重点が置かれ、後者は、万が一事件・事故が発生した（しそうな）場合に、適切かつ迅速に対処・避難し、被害を最小限に抑えること、さらには、類似の再発の防止と通常の生活や教育活動の再開に向けた対策を講じることを中心とした危機管理である。

学校における危機管理は、山岳部活動も含めた教育活動全般において、教員や指導者の共通理解はもちろん生徒の主体的な活動なども含めて安全教育と一体的かつ組織的に進める必要がある。

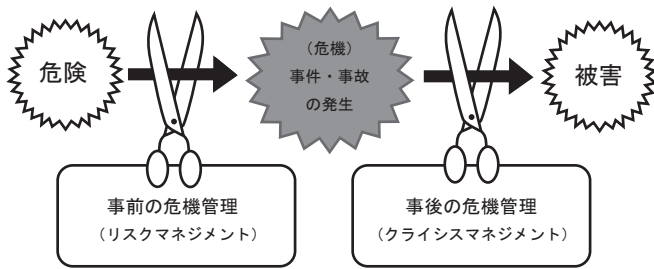


図2 危機管理の2つの側面

（学校の安全管理に関する取組事例集 平成15年3月 文部科学省）

### イ スポーツ事故の発生要因と事故防止

保健体育や学校行事、運動部活動などを包含したスポーツ活動での事故の発生には、図に示すように、「主体の要因」、「運動の要因」、「環境の要因」、「用具の要因」が関わり合っており、それらの要因に対応して事故防止に努めることが必要である。

また、スポーツ事故の発生と防止全般に深く関わる要因として、「指導」の要因、即ち指導者の取り組み姿勢、指導や管理の進め方、研修や共通理解に基づく組織的な取組などが事前の事故防止や事後の対応に影響を与えていることが分っており、指導者の資質と事故発生の関連性が高いと言える。これは、登山にも共通している。

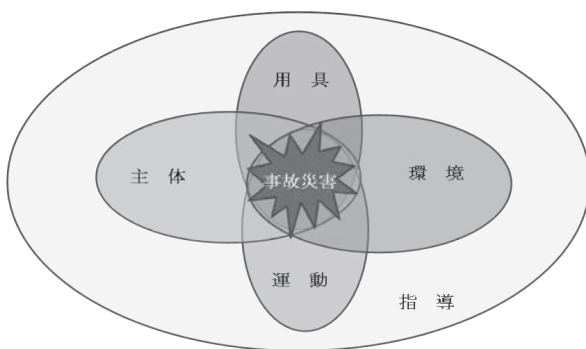


図3 スポーツ事故の発生要因

（学校でのスポーツ活動での事故を防ぐために  
平成29年度（独）日本スポーツ振興センター）

### （3）登山についての理解と経験、引率者としての能力（登山引率の実践的な能力）

一般に、高等学校山岳部の指導者は、3泊4日程度の夏山テント泊縦走ができる体力や技術、知識などを身に付けることが求められる。例えば、登山で道に迷わないような山岳ナビゲーションスキル、大きな事故を起こさないためのロープワーク技術や安全確保技術など、様々なスキルを身に付ける努力をする必要がある。万が一緊急事態が発生した際に、自分自身を守り、仲間や生徒を助け出すためのセルフレスキュー技

術について理解し、実践できる能力が求められる。そのためには、指導者は、気象や自然災害に関する知識、ファーストエイドに関する知識、ビバークの技術や知識などを身に付け、生徒にも指導できることが必要である。

また、高校生は、総合的な登山経験が不足しているだけでなく、厳しい環境での登山における技術、体力、危険予測や判断・回避、セルフレスキューの能力等が不十分であるため、冬山における安全を確保することは極めて難しいので、スポーツ庁の通知等により、冬山（類似の環境下を含む）登山は、原則として禁止されている。しかし、教育的意義の観点から、例外的に冬山登山を実施する場合には、学校の管理下のもと保護者の了解を得て、冬山でリーダーシップを取れる指導者の確保など、安全な実施に必要な条件を整えた上で、登頂を目的とはしないで技術や体験面における明確な獲得目標を定め、その目標を生徒が実現しうるために適切かつ安全な場所を選定し、飽くまでも安全登山の基礎となる内容にとどめる。

また、必ず複数の指導者の引率体制とし、少なくとも1人（リーダー）は、冬山のような厳しい環境での登山について豊富な知識と経験を有する者であり、山岳に係る資格を有しているか、国立登山研修所又は各都道府県が主催する研修会への参加と一定の難易度以上の積雪期登山のリーダー経験を有し、継続的に活動していることが望ましく、リーダー以外の引率者においても、登山に係る研修会・講習会に積極的かつ継続的に参加するなど、自ら資質向上に努めることが求められている。

さらに、指導者は、気象や環境の変化に留意するとともに、生徒の行動や体調などに注意を向け、異常を発見できるように常にコミュニケーションが取れるような受容的な態度を保ち、指導者間の連絡や情報交換を密にし、緊急時の迅速な対応ができるように努めなければならない。もし、各校の指導者の資質能力が不十分な場合は、校長は、外部の専門家など経験と引率の能力に優れた者を部活動指導員や外部指導者として委嘱し、支援を要請することを検討する必要がある。

## 5 高等学校体育連盟や教育委員会、山岳団体等との連携

登山や講習会等は、各学校の指導者（顧問等）や主催する組織の長がリーダーシップを発揮し、関係者全てが役割を分担し、協働して、準備、計画、運営（実施）、報告や事後措置及び危機管理体制等を整える必要がある。その際、目標達成を目指すため、高等学校体育連盟や教育委員会、山岳関係団体等が行う情報提供や研修会、登山計画審査会などに参画するなど密接な連携を図りながら、安全確保に必要な措置を講じなければならない。

### （1）教育委員会（私立学校等の設置者を含む。以下、同じ）

#### ア 関連通知の周知徹底

教育委員会は、常に、管轄する高体連等及び学校の施設設備、教育活動、児童生徒や教職員の安全確保について配慮する必要がある。

例えば、登山や部活動の実施等に関連する通知の周知など必要な情報提供や登山計画審査会（仮称。以下、「登山計画審査会」という。）の設置・運用などを通して適切にチェックし、改善措置が行われるよう支援・指導する。

特に、平成29年那須雪崩事故を契機として、改めて発出された以下の通知の趣旨及び内容は、毎年度確実に、各高等学校並びに関係者に周知・確認する必要がある。

＜「冬山登山の事故防止について（通知）」＞

（平成29年12月1日）スポーツ庁次長

＜抄＞

#### 1. 高校生等の冬山登山の原則禁止

高校生等については、総合的な登山経験が不足しているだけでなく、厳しい環境での登山における技術、体力、リスクマネジメント能力等が不十分であるため、冬山における安全を確保することは極めて難しいので、原則として冬山登山は行わないこと。

冬山登山とは、主に積雪期における登山とするが、時期に関わらず、気温の変化や降雪・積雪等の気象条件による凍結、吹雪、雪崩等に伴う転滑落、埋没、凍傷、低体温症などにより、遭難事故等が発生する可能性のある環境下で行う活動のことをいう。

#### 2. 高校生等が例外的に冬山登山を実施する場合の条件及び留意点等

##### 【実施するために必要な条件等】

- （1）適切かつ安全な場所での基礎的な内容にとどめること
- （2）指導者の条件を整えること
- （3）登山計画審査会（仮称）の事前審査を受けること
- （4）校長及び保護者の了解を得ること
- （5）生徒への事前指導等を実施すること

### イ 登山計画審査会の設置及び運営

各都道府県教育委員会は、各都道府県私立学校主管部局及び各都道府県高体連（登山専門部）、山岳関係団体等と連携して、地元の登山の専門家など外部有識者を含めた登山計画審査会を設け、高等学校等または各都道府県高体連等が実施する登山計画を総合的に審査し、必要に応じて改善を指示することで、安全確保を図る。

したがって、登山及び講習会等を実施する高等学校等又は各都道府県高体連等は、事前に登山計画（活動目的、活動場所・山域・ルート、活動内容、参加生徒等の活動経験、引率者・指導者の体制と資質、装備内容、荒天時の対策、緊急時の対策等）を作成し、登山計画審査会（仮称）の審査を受けるものとする。

### ウ 研修会の開催及び派遣の強化等

また、教育委員会は、研修会等の開催や派遣など指導者の資質向上を目指した支援の強化を図るとともに、登山や行事等の主催者である各学校、高体連に対し、事故防止に向けて適切な行政指導を継続して行っていく必要がある。

### エ 資料作成や関係資料等の活用

（独）日本スポーツ振興センター（国立登山研修所）等で作製した高校登山部顧問等の関係者対象の指導者向け指導テキスト、全国高体連登山専門部及び山岳関係団体等関係機関の資料や情報の活用を推進する。

### （2）国、全国高体連・各都道府県高体連（登山専門部）

高校生等の冬山登山を実施する場合においては、スポーツ庁、国立登山研修所、全国高体連登山専門部及び山岳関係団体等の関係機関が連携・協力して、前記のスポーツ庁の通知等の「実施上の留意点等」の趣旨の周知徹底並びに定期的な実施状況の把握及び課題に対する対策、高校山岳部顧問等の関係者を対象とする研修会の開催（開催支援含む）に努める。

特に、各都道府県高体連は、登山計画審査会（仮称）の運営に関して教育委員会と密接な連携を図るとともに、高等学校山岳部指導者の資質の向上に関する取組等を行い、安全への対処能力を育成することが必要である。



### (3) 山岳関係団体等

高校山岳部顧問等の関係者を対象とする研修会の開催（開催支援含む）、登山部の指導者向け指導テキストや高校生等登山初心者向け参考資料の作成・公開への協力支援、教育委員会、学校等の要請に基づく、登山計画審査会への参画、有識者や指導者等の派遣協力支援、登山者に対する安全登山に係る普及啓発活動、登山指導者の育成の推進を図る。

### (4) 当事者が安全確保に果たすべき役割と連携等

#### ア 主催者、主管者

各学校の山岳部の指導者、高体連（登山専門部）の主催者、主管者は、登山や講習会の計画、実行、総括等について権限と責任を有し、講習会の実施に当たり事故を起こさぬよう、講習会の目的設定と計画立案、安全情報の収集・蓄積及び提供、指導体制や危機対策などについて、安全に配慮する措置を講ずる必要がある。

#### イ 高体連（登山専門部）の役員

高体連（登山専門部）が、登山や講習会の計画、実行、総括等の講習会の実施に当たり事故を起こさないよう安全に配慮する措置を講ずるべきであるが、同組織の意思決定、業務執行等を行う実際の責任者は専門委員長にある。他方、それ以外の専門委員についても、少なくとも登山専門部の意思決定を行う権限を有し、計画実行等に関する意思決定に積極的に役割を果たす必要があるものと考えられる。

#### ウ 講習会等の役員

講習会等の役員は、登山専門部の責任者と同様、講習会の計画、実行、総括等の権限と責任を有し、講習

会の実施に当たり、事故を起こさないよう安全に配慮する措置を講ずるべきである。

#### エ 講習会等の講師や指導者

担当した指導内容やグループ等の範囲における指導、監督の権限とそれに伴う責任を有するものと考えられる。具体的には、他の講師や引率者と連携し、生徒に対する事前指示及び実施中の注意と安全確保のための迅速かつ毅然とした措置を講じる必要がある。いまだ心身共に成長途上にあり、体力や技術等の個人差も大きい高校生を対象とする登山や講習会等においては、状況に応じて適切に判断し、不慮の事故を避けるため、生徒に対し事前及び活動中に適切な指示、注意を与えることが必要である。

#### オ 講習会等の引率教員

引率教員は生徒の安全確保について一定の責任を負うものと考えられる。登山には常に多様な危険（リスク）があることから、引率教員は、常に生徒の異常や環境の危険に注意を払い、講師・指導者及び生徒とのコミュニケーションを密に行い、講師・指導者と連携して生徒を直接指導監督し、生徒の安全を確保する措置を講ずるべきである。

#### カ 登山や講習会への参加を許可した学校の管理職

学校の運営全般を総括掌理する立場にある校長は、部活動としての登山や講習会の実施内容や参加者、緊急時の連絡方法等について把握した上、実施上の留意点等について、指導又は引率する教員に対して適切な指導・助言を与え、講習会に参加する生徒の生命や身体を安全を図るよう配慮すべきである。

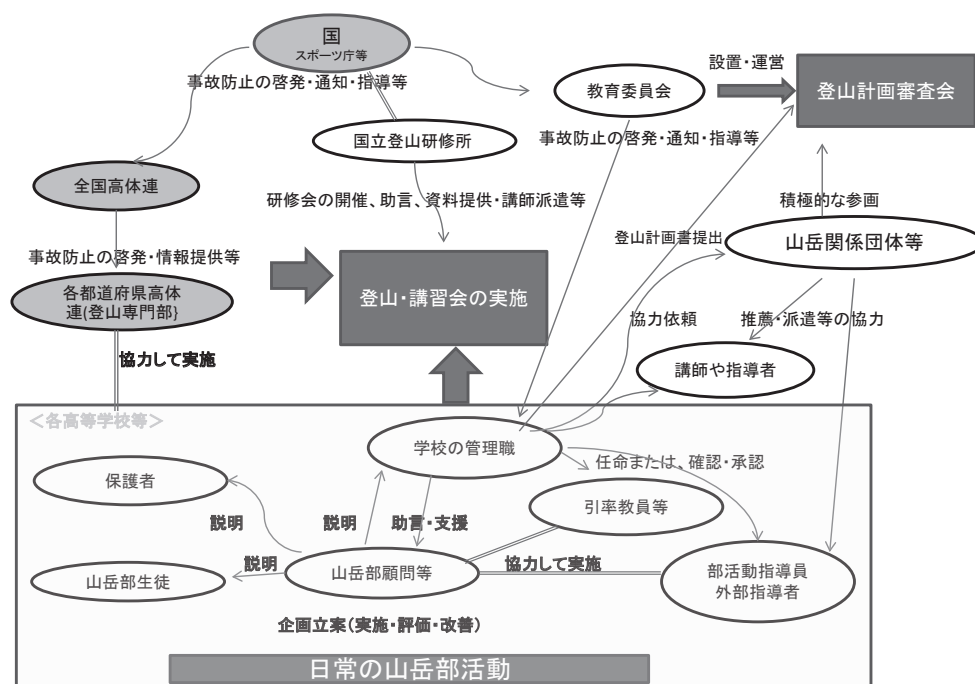


図1 各都道府県登山・講習会実施における主な関係者の連携イメージ（戸田作図2018.6）

## 6 校長及び保護者の了解、生徒への事前指導

登山や講習会等を実施する場合は、その計画を作成する山岳部顧問教員又は各都道府県高体連関係者は、事務的な参加手続きを行うだけでなく、適切な目標を設定し、必ず事前に可能性のある行動範囲と行動内容、危険（リスク）の内容と対処の仕方、荒天時の変更案などを盛り込んだ登山計画等を示し、参加する高校等の校長及び保護者の了解や同意を得るとともに、生徒への事前指導等を行う必要がある。

### （1）校長及び保護者への事前の説明

登山や講習会等の計画を作成する山岳部指導者（顧問等）又は各都道府県高体連関係者は、事務的な参加手続きを行なうだけでなく、適切な獲得目標を設定し、必ず事前に可能性のある行動範囲と行動内容、荒天時の変更案などを盛り込んだ登山計画等を示し、参加する高校等の校長の了解、保護者の了解及び書面等による同意を得、不安や懸念を払拭するよう努める必要がある。

#### ▶指導のポイント

##### ア 目標と計画の概要

目標及び日程や時間の予定、内容・行動の概要

##### イ 危機管理体制

事故発生時の対応の仕方や緊急の場合の学校、保護者への連絡方法、緊急連絡先の携行、緊急時の対応、通信手段、関係機関との協力体制の構築状況等

##### ウ 必要な装備品等（個人及び共同の装備品、食糧、通信機器等）の準備と使用方法等の習熟

##### エ 参加生徒の所属・氏名と人数、グループ等の確認、活動の範囲と目標の明確化

##### オ 気象状況等の情報収集方法、気象条件の変化等による計画の変更（予定）内容の確認

##### カ 指導者（顧問等）・引率者や本部の組織体制（意思決定含む）、活動中の指導者（顧問等）・引率者間や本部とのコミュニケーション方法、外部専門家等との協力

##### キ 活動中に生じる恐れのある具体的な危険（リスク）の内容と対処方針

##### ク 必要経費、交通その他必要なこと

### （2）生徒への事前指導

宿泊を伴う登山等を実施する場合は、生徒への事前指導、日頃の部活動での計画的な指導及びコミュニケーションの重視と情報の共有が不可欠である。

#### ア 登山実施時の事前指導

各学校において、山岳部等の指導者（顧問等）は、保護者への説明と同様に、生徒に対して、登山計画の内容、それぞれの役割分担、留意すべき点、持ち物の準備等について確認するとともに、当該登山実施時に予想される危険（リスク）や対策等についても事前に指導しておく必要がある。

### イ 日頃の部活動での計画的な指導

併せて、日頃の部活動の中で、参加する高校生等には、3泊4日程度の夏山テント泊縦走ができる体力、登山に必要な基礎的な知識、技術等に加えて、登山等で予想される多様な危険（リスク）の内容と対処の方法、例えば、登山で道に迷わないような山岳ナビゲーションスキル、ロープワーク技術やセルフレスキュー、状況判断（危険予測）と危険回避、緊急時の連絡方法など安全確保の方法等について、計画的に指導しておくことが望まれる。

そのためには、屋内や近隣の身近な範囲での山行やフィールドワークなどを通して基礎的な学びや経験を積み重ねることが必要である。

なお、例外的に、冬山登山等を実施する場合には、それに応じた木目の細かい指導が必要であることは、言うまでもない。

### ウ コミュニケーションの重視と情報の共有

高校生は、登山経験や技術・体力の個人差も大きく、疲労の蓄積による体調不良などが発生したり、生徒が他者の異変や危険の兆候を発見したりすることなどもあるため、指導者（顧問等）が適切な判断を行い、リーダーシップを発揮するためには、指導者（顧問等）と生徒、生徒間のコミュニケーションを重視し、情報を共有することにも留意する。

特に、体力や技術の不十分な者や登山経験の少ない1年生等には、事前、活動中及び活動終了後に、健康観察を徹底し、休息、活動の停止等を含んだ適切な措置を行う必要がある。

### （3）事故発生時の学校、保護者等への連絡と説明

事前説明等で共通理解した役割・方法で、速やかに各学校等の関係者及び保護者等に連絡し、逐次記録しながら説明し、報道機関等へも適宜情報提供を行う。

### 参考文献

- ・学校評価ガイドライン（平成28年改訂）平成28年3月22日 文部科学省（平成29年度 スポーツ庁委託事業）
- ・学校における体育活動での事故防止対策推進事業成果報告書 平成30年3月16日 独立行政法人日本スポーツ振興センター

- ・学校の安全管理に関する取組事例集 平成 15 年 3 月 文部科学省
- ・冬山登山の事故防止について（通知）平成 29 年 12 月 1 日 スポーツ庁次長
- ・平成 29 年 3 月 27 日那須雪崩事故検証委員会報告書  
平成 29 年 10 月 15 日 平成 29 年 3 月 27 日那須雪崩事故検証委員会（栃木県教育委員会）
- ・高校生等の冬山登山の事故防止のための方策について 平成 29 年 11 月 28 日 高校生等の冬山・春山登山の事故防止のための有識者会議（スポーツ庁）
- ・運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン  
2018 年 3 月 19 日 スポーツ庁
- ・高みへのステップ～登山と技術～ 昭和 60 年 1 月 文部省

（戸田芳雄）



## 7 山岳保険に入ることの意味

登山では事故を起こさないことがもっとも重要だが、それでも事故が起きることがある。事故が起きた場合に備えて保険に加入することも、登山の重要なリスクマネジメントである。保険は、事故が起きた場合などの費用負担に備えて加入するものであり、部活動で山岳保険が果たす意味を知っておくことが必要である。

### (1) 山岳保険とは何か

山岳保険と呼ばれている保険は、山岳搜索救助費用保険、損害賠償責任保険、傷害保険などから成り立っている。搜索救助費用保険は、山岳遭難が起きた場合に実際にかかった搜索救助費用を保険から支出する制度である。山岳搜索救助活動を行う警察官や消防職員などの公務員の活動は無料であり、警察、消防のヘリや救急車の利用も無料である（ただし、埼玉県防災ヘリを除く）。しかし、民間のヘリは有料であり、1時間に数十万円の費用がかかる。民間人の搜索救助活動も有料であることが多い。

これらの搜索救助費用をまかなうために、登山者は搜索救助費用保険に加入する必要がある。高校の山岳部で事故が起きた場合に、搜索救助費用を高校（自治体）が支出することが多いと思われるが、法律的には、自治体や高校に当然に搜索救助費用を負担する義務があるわけではない。高校（自治体）に損害賠償責任が生じる場合に、損害賠償の一部として高校（自治体）に搜索救助費用の負担義務が生じる。教師や生徒が搜索救助費用保険に加入しておけば、搜索救助費用を保険でまかなうことができる。

### (2) 損害賠償責任保険

損害賠償責任保険は、事故の損害賠償責任が生じる場合に、損害賠償金を保険から支出する制度である。自動車の任意保険は損害賠償責任保険の例である。

損害賠償責任保険のひとつに個人賠償責任保険がある。これは山岳搜索救助費用保険に付帯していることが多い。また、火災保険などにも付帯していることが多いので、現在では多くの人が個人賠償責任保険に加入している。これは、山岳事故に限らず、業務外で生じた事故の損害賠償責任をカバーしてくれる保険である。ここでいう「業務」は、仕事に限らず、社会的地位に基づいて継続反復する行為をさす。教師が高校の部活動に従事することは「業務」であり、部活動中の事故について個人賠償責任保険の適用はない。しかし、教師が学校を離れて個人的に登山をする場合には、個人賠償責任保険の適用がある。

高校の部活動に従事する教師に適用される損害賠償責任保険は、個人賠償責任保険とは別の教師の業務用の保険である。ただし、国公立の高校のクラブ活動中に事故が起き、教師に注意義務違反が認められる場合でも、原則として教師は損害賠償責任を負わず、教師を雇用する自治体や国が損害賠償責任を負う（国家賠償法）。仮に、保護者が教師に損害賠償請求をしても、通常は教師が損害賠償責任を負うことはない。したがっ

て、国公立の高校では、部活動に関して教師が業務用の賠償責任保険に加入する法律的な意味はとぼしい。

私立高校の場合には、部活動中の事故について教師に注意義務違反があれば、高校（学校法人）と教師が連帯して（共同で）損害賠償責任を負う。この点で、国公立の高校と私立高校では扱いが異なる。私立高校の教師は、損害賠償責任を負う可能性があるため、業務用の損害賠償責任保険に加入する意味がある。

教師が保険に加入することと、学校（自治体）が保険に加入することは、法律的には別のことである。公立高校（自治体）は、損害賠償金を税金でまかなうことが可能なので損害賠償責任保険に加入しないことが多いが、ほとんどの私立高校（学校法人）は、損害賠償責任保険に加入していると思われる。

### (3) 傷害保険

傷害保険は、教師や生徒がけがをした場合の治療費や入院費用などを部分的にまかなってくれる保険である。これは、自分がけがをする場合に備えて入る保険である。ただし、ピッケル、アイゼン、ロープを使用する登山は、通常の傷害保険の対象外である点に注意が必要である。

### (4) 災害給付金と外部指導者

高校の部活動中に事故が起きると、学校が加入する（独）日本スポーツ振興センター（旧、日本体育・学校健康センター）の災害共済給付金の対象になる。この制度は、「学校の管理下の活動」中に事故が起きた場合に一定の給付金を支給する制度である。

最近、高校が部活動の指導を外部の指導者に委託するケースが増えているが、外部指導者が高校の管理下になれば、日本スポーツ振興センターの災害給付金の対象になる。しかし、外部指導者が高校の管理下になければ、事故が起きても災害給付金の対象とならない。この場合には、学校と無関係の活動とみなされ、学校や教師に注意義務が生じないので、学校が加入する損害賠償責任保険の対象にもならない。要するに、外部指導者（顧問等）を学校が管理していれば、日本スポーツ振興センターの災害共済給付金の対象になる。つまり、学校や教師の注意義務の対象になるということである。外部指導者が学校の管理下でない場合には、それはもはや「部活動」ではなく、「学校外の活動」に属する。（溝手康史）